

平成30年 第1回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成30年1月4日(木)  
開会 午後1時00分 閉会 午後1時55分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第5会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦  
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治  
子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫  
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子
- 6 議 事
  - (1) 議案第1号 京丹後市指定文化財の諮問について
  - (2) 議案第2号 京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則の一部改正について
  - (3) 議案第3号 谷村新司トーク&ライブキャラバン ココロの学校～音で始まり、歌で始まる～の開催に係る後援について
  - (4) 議案第4号 専決処分の承認について(行政財産の用途廃止について)
- 7 その他
  - (1) 諸報告
    - ① 「共催」・「後援」に係る12月期承認について
  - (2) 各課報告
    - <学校教育課・子ども未来課>
      - ① 1月学校行事予定について
      - ② 1月幼稚園保育所行事予定について
    - <社会教育課>
      - ① 第28回丹後町青少年少女意見発表会大会について
  - (3) その他
    - ① 京丹後市組織改正について
    - ② 府立久美浜高等学校の福祉系列の存続を求める意見書について

8 会 議 録 別添のとおり (全14頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成30年2月9日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 田 村 浩 章

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
- 教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
- 子ども未来課長 吉岡正俊 社会教育課長 吉田茂夫
- 文化財保護課長 吉田 誠
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 田村真知子

〈吉岡教育長〉

ただ今から平成30年 第1回京丹後市教育委員会定例会を開催致します。

あけましておめでとうございます。

新しい年を迎え、心からお喜び申し上げます。

社会環境が目まぐるしく変化する中、教育環境も厳しい状況となっています。そのような中であっても、京丹後市の現状を分析し、将来を見据えた的確な教育行政を行っていくのが、私たち教育委員会に課せられた使命だと思っています。

教育委員の皆様には、会議での活発な議論、視察や研修会への参加など、ご尽力をいただいていますことに改めてお礼申し上げますとともに、本年もどうぞよろしくお願い致します。

教育委員会では、平成27年3月に策定した教育振興計画を基本に様々な事業に取り組んでいます。学校関係では小中一貫教育、学校再配置、教室の空調化やICT化などの環境整備、中学校の海外派遣事業、保育所関係では保育所再編、認定こども園の設置、社会教育関係では図書館や体育施設の整備の検討、文化財関係では遺跡整備や文化財の保全など、多くの事業に積極的に取り組んでいます。

これらの事業を実施していくには、教育委員の皆様にご指導をいただきながら、事務局と学校・保育所・公民館などの現場が一体となって業務を執行していく必要があると思っていますし、職員には、京丹後市の将来を見据え、日頃から課題意識をもって業務に当たる必要があることを、この会議の後に予定しています新年の式で指示したいと思っています。

また、本年は、新学習指導要領を見据えて、ICT化や外国語活動の推進が必要となってきますし、国でも言われている開かれた学校づくりについて、小中一貫教育で取組みを進めている地域連携の中で強化を図っていきたいと考えています。また、4月には、丹波小学校と新山小学校が新しい「しんざん小学校」として再配置になります。準備期間も少なくなっていますので、スケジュール感を持ち、学校、地元区、PTAと一緒に、子どもたちにとってより良い学校づくりを進めたいと考えています。

社会教育の面では、途中ヶ丘陸上競技場3種化の具体的な協議を進める必要がありますので、この取組みも進めていきたいと考えています。

12月議会の一般質問の中で、市役所庁舎整備の質問があり、市長答弁の中で、峰山庁舎の増築棟は建設しないこと、既存施設を改修して活用したいことが方針として示されました。この中で、再配置で空き施設となる丹波小学校を活用したいこと、耐震に問題がある網野庁舎別館の商工観光部の事務所を一時的にら・ぽーとの2階に移転したいことなど、教育委員会にも影響がある内容が含まれています。今後、具体的なことが示されると思いますが、教育委員会としても総合的な判断をしていきたいと考えています。

ますます厳しくなる社会環境にあっても、「まちづくりは人づくりから」の思いをもって教育行政に当たっていきたいと考えていますので、教育委員の皆さんからもご意見や提言をいただきたいと思えます。

本日は、「京丹後市指定文化財の諮問について」をはじめ4議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

それでは、平成29年第20回教育委員会（12月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

#### 【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。ご質問等ありましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名を致します。

田村委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第1号「京丹後市指定文化財の諮問について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第1号「京丹後市指定文化財の諮問について」説明をさせていただきます。

文化財保護法第182条に地方公共団体の事務が規定されており、同条第2項で「地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定し、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。」としており、この規定に基づいて、京丹後市文化財条例を制定し、この条例第3条第3項で「指定文化財を指定する場合は、教育委員会は、あらかじめ京丹後市文化財保護審議会の意見を聞くものとする。」としていること、また、第9条で「文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じ、指定文化財の指定に関する事項に関する調査及び審議を行い、その結果を答申すること。」としているため、別紙諮問書に記載している2件のものについて、指定文化財として指定することに関し、諮問を行うものです。

今回、指定をしようとするものは「峰山町小西 禅定寺所蔵 絹屋佐平治（森田治郎兵衛）関係資料」と「弥栄町船木 船木の通り堂」です。文化財の種類としては、禅定寺所蔵のものが歴史資料、船木の通り堂の方が有形民俗資料となっています。禅定寺所蔵のものは、絹屋佐平治が織り始めのちりめんを奉納したと伝えられ、寺宝として大切に伝えられたものです。また、船木の通り堂は、中世 村の入り口に建立された村の結界を示す重要な建物です。いずれも、歴史的な価値の高いものであるため、市の文化財として指定しようとするものです。

今回の選定に際しては、資料1にありますように、既に文化財保護審議会で検討してきていますが、改めて文化財としての価値を再検討していただき、指定文化財として適当かどうかの意見をいただくこととするものであり、指定するかどうかについては、答申があつてからまた審議いただくこととなります。

なお、今回諮問する資料が市指定文化財になれば、絹屋佐平治関係資料については、歴史資料としては初めて、船木の通り堂については、有形民俗資料としては「弥栄町 溝谷神社奉納和船」に次いで2件目となることを申し添えます。以上、ご審議のほどよろ

しくお願い致します。

<吉岡教育長>

ただ今、議案第1号を説明させていただきました。  
ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<久下委員>

「船木の通り堂」の所蔵は船木地区ですか。

<吉田文化財保護課長>

管理は船木地区が行っていきまして、もともとは道の所にあつたのを、邪魔になるということで道の手前の所に移動しています。2間×2間の本当に簡素な建物ですけれども、史料としての価値があるということです。

<久下委員>

現在のものはいつ頃作られたのですか。

<吉田文化財保護課長>

今の建物自体につきましては、近世の江戸時代の中頃のものだと言うふうには考えております。ただ、歴史的に見るとたぶんもう少し古く、中世ぐらいにさかのぼる資料ではないかというふうには考えています。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第1号「京丹後市指定文化財の諮問について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

次に、「議案第2号 京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則の一部改正について」を議題と致します。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第2号「京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

経済的な理由で就学が困難な場合に就学援助費を支給していますが、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、要保護児童生徒援助費補助金の「新入学児童生徒学用品費等」について、従来より補助対象とすることが可能であった中学校だけでなく、小学校への入学年度開始前の支給も補助対象となったことを受け、本市でも、就学援助費のうち新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を実施するため、京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則の一部を改正することとし、また、この機会に現行規則の文言整理を行い、より規則の内容を明確にするために、併せて改正を行うものです。

新旧対照表で主な改正点を説明させていただきます。

規則の題名について、現行の題名「京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則」には、幼児が対象に含まれており、新規則では幼児を削除し、児童、生徒の他に新たに就学予定者も対象にすることから、題名を「京丹後市就学援助に関する規則」と改めます。

次に第1条の規則の目的ですが、就学援助費の対象であった幼児を削除し、就学予定者を追加することにより、「経済的理由によって就学困難な児童生徒若しくは就学予定者の保護者に対する必要な援助」とし、「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)及び中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)における教育の円滑な振興に資することを目的とする。」とします。

現行規則では「補助」としていましたが、「援助」が適切な用語であると考えられるため、この部分も改めることとしています。

第2条に定義を追加し、「児童生徒」と「就学予定者」の区別と「保護者」を法律に基づいて明確にしています。

第3条援助の対象者について、援助の対象に「就学予定者の保護者」を追加しています。

ただし、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給対象となるのは、就学予定者の保護者が入学年度の要保護者・準要保護者に該当する場合としています。また、規則改正案

第6条で援助費の額について規定するため、第2条第2項を削除します。

第4条の援助の基準では、現行では別表に定める補助の対象者は幼児、児童及び生徒の保護者としていましたが、幼児を削除し「就学予定者の保護者」を追加します。

第5条では、援助の方法に関する規定について、現行では明記していなかったため、方法を明記しています。

第6条で、援助費の額に関する規定を追加し、現行の第2条第2項をもとに、児童生徒又は就学予定者のそれぞれの状態に応じて支給される額や費目について規定をしています。また、現行では「児童等が市内に居住し、」としていましたが、児童生徒及び就学予定者が本市の住民基本台帳に登載されている条件を明確にするため、「住所を有し」というふうに改めています。

第7条の援助の対象期間についてですが、現行規則では援助の対象期間について明記していなかったため、規定を追加し、対象期間について明記をします。

第8条の援助の申請についてですが、現行規則では申請については認定要領で別途定めていましたが、児童生徒と就学予定者では申請方法や申請書の様式が異なるため、規定を追加し、申請について各項で定めています。

第9条では、現行の第4条をもとに援助の認定に関する規定を定めています。対象者の資格の有無を審査するのは教育委員会であることを基本としますが、改正案第8条第1項で規定しているとおり、申請者によっては在籍小中学校長の所見を必要とする場合があることから、「教育委員会は、前条の申請があったときは、第3条に規定する対象者の資格の有無を審査し、援助の認定を行うものとする。この場合において、教育委員会は、前条に規定する小学校又は中学校の校長の意見を求めることができる。」としています。

第10条で援助費の返還、並びに第11条で援助の廃止及び停止に関する規定を追加しています。現行では援助費の返還についての規定はなく、援助の廃止及び停止については規則ではなく認定要領で別途定めていましたが、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施に伴い、返還を要する場合並びに援助の廃止及び停止に関する扱いについても定めておく必要があることから規定を追加します。援助費は返還を要しないことを基本としますが、援助費の適正な支給を期すため、援助の廃止について第11条第1項各号で規定しています。中でも、第11条第1項第3号及び第4号に該当する場合、又は教育委員会において返還を要すると認めた場合は、返還を求めることとしています。

第12条でその他の規定を追加しています。「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。」とします。

別表の改正についてです。

対象者から幼児が削除されたこと及び現行の第2条第1項第3号及び第4号に規定する者について定義しないことから、対象者の一部を改正しています。

また、第6条において、「援助費の額は、予算の範囲内において、市長が定める額とする。」と規定しています。そのため、国の基準単価が示されている費目については、現行で「・・・に定める一人当たりの単価以内の額」としていたものを、改正案では「・・・に定める一人当たりの単価(の1/2)の範囲内で市長が定める額」に改めます。また、

修学旅行費についても、現行では「教育委員会が必要と認めた額」としていましたが、改正案では「市長が必要と認めた額」に改めます。

別表中、通学費及び給食費について、第3条第1項第3号及び第4号に規定する者の規定を準要保護者の規定と揃うように整理をしています。

最後に附則として、この規則は、公布の日から施行する。としています。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

<吉岡教育長>

議案第2号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<田村委員>

より明確に書かれていて、教育委員会の役割についても明確に書かれているような改正だと思いました。

「第3条に規定する対象者」という言葉が何回も出てくるのですが、この第3条第1号、第2号が新旧対照表では省略されているのですが、何と規定されているのですか。

<松本学校教育課長>

第1号・第2号は、新旧対照表上は省略をさせてもらっているのですが、以前の規則と変わらず、第1号は要保護者の規定が入っています。第2号は準要保護者の規定が、従来から入っています。

ここには現行の例規が添付されていないので、口頭で説明させていただきます。

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、というのが第1号になります。これは従来と変わりません。第2号は、前号に定める要保護者に準ずる程度に困窮している者、これを準要保護者、という規定がもともとあります。

<吉岡教育長>

補足しますが、第1号は生活保護者です。第2号は、京丹後市の場合、生活保護基準の1.3倍以下の世帯です。ですから、生活保護ではないのですが、生活保護に近い所得の世帯です。

<田村委員>

その中の方の、なおかつ申請のあった方ですね。

〈吉岡教育長〉

そうです。申請があった方です。

〈久下委員〉

認定された場合、支給される時期はいつでしょうか。

〈松本学校教育課長〉

現行では、入学してからの5月に支給していたのですが、今年から3月中旬に支給させていただきます。もう1つ補足させていただきますと、今年は12月に予算を可決いただきこの財源を確保して、例規も今ご審議いただいて、事務处理的に3月支給がいっぱいいっばいでさせていただきます。次年度は、もう1月前倒しでできないかと、検討させていただきます。今年度はどうしてもぎりぎりになってしまったということです。

この制度の目的は、こういった方々の経済的負担をより軽減するという所にありますので、次年度はもう少しさかのぼりたいと考えています。

〈吉岡教育長〉

国が、入学前に支給できるような方針を出して、そういう形で補助金も対象になったのですが、京都府下でも取り組む所がだんだん出てきています。京都府北部では京丹後市が一番早いということで、この前記者発表もさせていただきました。新聞記事になっていましたか。

〈松本学校教育課長〉

産経新聞と毎日新聞の二誌に掲載していただきました。

〈吉岡教育長〉

順に、府下の市町村の中でも実施されることになるだろうと思います。

また、就学前なので、申請については幼稚園・保育所に協力してもらうことになっています。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。

議案第2号「京丹後市就学困難な幼児、児童及び生徒の援助に関する規則の一部改正

について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第3号「谷村新司トーク&ライブキャラバン ココロの学校～音で始まり、歌で始まる～の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第3号 「谷村新司トーク&ライブキャラバン ココロの学校～音で始まり、歌で始まる～の開催に係る後援について」説明させていただきます。

この事業は、文化及び教育活動を広く国内外に展開することにより、継続的な社会貢献事業の推進、推奨、実行を目的とし、豊かな生活及び人間性の確立・教育に努めるため様々な事業を行っている地球劇場 PROJECT が提案するカルチャープログラムであり、その趣旨を踏まえ、地域の文化・芸術の振興を目的とし、また、地元少年少女合唱団との共演も実施し、音楽を通して心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養すること、児童・青少年の健全な育成を目的に開催するものです。

日時は、平成30年3月10日（土）午後5時から午後7時、会場は京都府丹後文化会館、谷村新司がライブワークとする音楽キャラバン「ココロの学校」は、移動学校キャラバンとして全国を旅しており、ココロの校長先生、谷村新司によるトーク&ライブコンサートで、入場料は1人6,500円となっています。

主催は公益財団法人京都府丹後文化事業団・京丹後市、申請者は公益財団法人京都府丹後文化事業団 理事長 久保 幸司 氏となっています。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

〈吉岡教育長〉

議案第3号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第3号「谷村新司トーク&ライブキャラバン ココロの学校～音で始まり、歌で始まる～の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第4号「専決処分の承認について（行政財産の用途廃止について）」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第4号 「専決処分の承認について（行政財産の用途廃止について）」説明させていただきます。

この専決処分は、京丹後市網野町三津にあります三津グラウンドを除く旧三津小学校建物敷地ほか及び京丹後市三津体育館について、企業立地推進のため旧三津小学校校舎棟と一体的に貸付事業を実施するため、行政財産の用途廃止が必要となったために行うものです。

対象として、鉄筋コンクリート造シート防水平屋建ての三津体育館と、校舎及び体育館の建物敷地並びに体育館の背後の土地を含めた12筆の土地の行政財産を廃止して普通財産とするもので、その用途廃止日は、平成29年11月30日とするものです。

なお、社会体育施設として利用しておりますグラウンドについては、引き続き社会体育施設として利用するため、今回の普通財産には移管せず、行政財産のままとさせていただきます。

この度の行政財産の用途廃止につきましては、貸付事業開始前にご承認いただくべき

ところでしたが、専決処分としましたこと誠に申し訳ありませんでした。

〈吉岡教育長〉

議案第4号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第4号「専決処分の承認について（行政財産の用途廃止について）」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認と致します。

〈吉岡教育長〉

以上で本日の議事はすべて終了致しました。

続いて4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次お願い致します。

(1) 諸報告

〈横島教育次長〉

- ① 「共催」・「後援」に係る12月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課〉

- ① 1月学校行事予定について
- ② 1月幼稚園保育所行事予定について

<社会教育課>

- ① 第28回丹後町少年少女意見発表大会について

(3) その他

- ① 京丹後市組織改正について
- ② 府立久美浜高等学校の福祉系列の存続を求める意見書について

<吉岡教育長>

それでは、報告も含め、全体をとおして、何かご質問等がありますか。

<野木委員>

組織が新しくなるということで少しお尋ねするのですが、スポーツ推進室が教育委員会に作られます。以前はスポーツ観光・交流という観点で、観光も含めてスポーツということだったと思いますが、今度教育委員会に来た場合、観光の捉え方はどういうふう  
に位置付けられるのですか。

<吉岡教育長>

スポーツを通じた観光の面については教育委員会です。スポーツ推進計画の中でも、「スポーツ観光・交流」ということが謳われているのですが、今まで具体的に実施していたのがスポーツ観光・交流課だったのですが、今度は教育委員会の方で一緒にやるということになります。

<野木委員>

以前の商工観光部では、観光を伴うスポーツというノウハウを当然持っていると思うのですが、そういったノウハウも教育委員会の方でそれを加味していろいろな事業推進をしていくということですか。

<吉岡教育長>

それもあります、今後の協議課題の中の1つなのですが、実際に、今まで経験のない職員がすぐにやろうと思っても、たぶん不可能だと思いますので、この4月の人事異動の際には、今担当している職員が何人か教育委員会事務局に来ていただかなければできないというふうに考えています。ですから、そういう形の異動は必要ではないかなと思います。

<田村委員>

2号議案に戻って質問ですが、第3条に規定されている子どものうち、本市においてはほとんどが申請をされているのですか。

<松本学校教育課長>

基本的には申請はしていただけていると思っています。今度小学校に上がってくる子どもについては、学校教育課の調査の中では、現在1人だけ与謝野町の施設に行っているのですが、それ以外は全部京丹後市内の幼稚園・保育所等に入っていますので、しっかりと保護者の方には案内もできます。あくまで申請主義ですので申請が上がってくるかどうかは本人次第で、中には「私はこれを受けない」という方もおられますので、そういったことを除いては必要な周知は十分できるのではないかなと考えています。

中学校に上がる子どもについては、今既に小学校で認定者がいますので、そういった方に案内をして、しっかり申請は上がってくるというふうには考えています。

<野木委員>

今日の議案とは違うことでもよろしいですか。

実は、一昨日、丹後学について峰山高校の長島校長とお話する機会がありましたので、少しご報告させていただきます。

今峰山高校の進路にあたって、進学、就職、いろいろあるのですが、地元意識と言いますか、地元を愛する気持ちを持っている生徒がすごく多くなっている。当然いろいろな学校には行くのですが、いずれはこちらに帰ってきたいとか、漠然とした夢ではなくて、こういう良さがあるから丹後に帰ってきたい、ということ子どもたちははっきり言っています。これは、やっぱり京丹後市の小中学校の教育における丹後学、これが明らかに効果を発揮していることだと僕は思っています。ということでした。僕はと言うのは校長だけではなく、峰山高校の捉え方がそうになっています。

例えば、他を比べるということではないのだけどという話でしたが、与謝野町とか宮津とか、丹後学という、あえてそういう教育をしていない所の生徒たちとの意識の違いと言うか、そういうものが明らかにありますと、そういう意味で京丹後の丹後学の進め方と言いますか、子どもたちにそういう教育をするということは、非常に素晴らしいし、その成果が着実に出ています。ということを知りましたので、忘れないうちに報告させていただきます。以上です。

<安達委員>

私も丹後学に関して、先ほど第1号議案でもありました指定文化財の件とも重なるのですが、森田治郎兵衛の話は私の母校でもありました小学校の通学路に必ずありました

ので、授業でも出てきまして、そこに行って調べたり作文も書いたりして、思い入れはすごく強くて、すごく立派な人があったのだということが、誇りにも自信にもなっていましたけれども、よそから見たら全然分からないけど、その地域にとってはすごく大事というものが、各地域に随分あると思います。船木の話は全然私は知らないのですが、通り堂というのは知りませんが、弥栄は弥栄で、網野は網野で、それぞれ自分の住んでいる所には必ず昔からのそういうものがあるので、そういうことを授業の中でしっかりと、独自の教育というのももっと深く進めていってもらったら、子どもたちもより自分たちの住んでいる所って素敵だなということが入ってくると思うので、ぜひ授業の中に入れてもらいたいと思います。

<久下委員>

今野木委員さんの話を聞いて納得したのですが、大宮中学校で行われた教育フォーラムの授業公開でも、どういう丹後にしていったら良いのか、どういうことが考えられるのかということを真剣に討議していました。グループ討議もしながら、どういうことができるのかという辺りの話で、随分子どもたちも、京丹後について考えていくという授業でした。丹後学の発展として、そういうことがしっかりと入っているのだなということを改めて今感じました。

<吉岡教育長>

以上で第1回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。

<閉会 午後1時55分>

[ 2月定例会 平成30年2月1日(木) 午前9時30分から ]